令和６年度旭川市農業委員会４回総会議事録

１　開催日　　令和６年７月２５日（木曜日）

２　開催時間　　午後１時３０分開会　　午後１時５５分閉会

３　開催場所　　旭川市総合庁舎７階 大会議室Ｃ

４　出席委員　　２６名

１番・橋本　幸博	２番・北原　浩美	３番・松原　　朗	４番・吉田　豪人
５番・市田　敏行	６番・佐藤　絢也	７番・佐藤　慎二	８番・川上　和幸
９番・小出　範之	１１番・湯浅　光二	１２番・楠　　栄	１３番・請川　幹恭
１４番・石尾　卓也	１５番・只石　博幸	１６番・柿木　和惠	１７番・廣田　健太郎
１８番・廣瀬　康行	１９番・小竹　一茂	２０番・山中　泰典	２１番・千代　　圭
２２番・佐藤　博則	２３番・鈴木　　剛	２４番・髙橋　一政	２５番・前田　靖雄
２６番・山田　　孝	２７番・滝川　岳雪		

５　欠席委員　　１０番・中島　　張

６　事務局職員　　太田事務局長　　有馬事務局次長　　栗山副主幹
西村副主幹　　川原主任

７　傍聴人　　なし

８　議事録署名委員　　３番・松原　　朗　　４番・吉田　豪人

９　議事内容

(1)　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
(2)　議案第２号　農地法第３２条第３項の規定に基づく公示及び第４１条第１項の規定に基づく通知について
(3)　議案第３号　農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
(4)　議案第４号　現地目証明願について（審議）
(5)　報告第１号　あっせん候補者の登録について
(6)　報告第２号　農地法第３条の３の規定による届出について
(7)　報告第３号　農地法第５条の規定による届出について
(8)　報告第４号　農地所有適格法人の報告について
(9)　報告第５号　農地法第１８条の規定による通知について
(10)　報告第６号　現地目証明願について（専決）

１０　議事録本紙

○議　長（山田　　孝）　ただ今から，令和６年度旭川市農業委員会第４回総会を開会いたします。
本日の出席委員数は２６名でございます。
農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき，在任する委員の過半数に達しておりますので，本会は成立いたしております。
欠席委員の詳細につきまして，事務局から報告いたします。

○事務局（太田事務局長）　事務局。
御報告申し上げます。本日の総会に，１０番中島委員から，欠席する旨の届出がございました。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは，本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号３番松原委員，４番吉田委員の両委員を指名いたしますので，よろしくお願いいたします。
また，議事についての発言の際は，議席番号を告げてから御発言願います。

○議　長（山田　　孝）　それでは，議事に入ります。
日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）　事務局。
日程第１議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案書の該当ページは１ページ及び２ページでございます。
御審議いただきますのは，所有権移転が４件です。
地区の内訳ですが，江神地区が３件，東旭川地区が１件となっております。
番号１番につきましては，譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し，譲受人が農業に精励しようとする案件でございます。
番号２番につきましては，譲渡人が所有する農地を譲受人に売却し，譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号３番につきましては，譲渡人が稼働力不足のため，所有する農地を譲受人に贈与し，譲受人が経営規模拡大を図る案件でございます。
番号４番につきましては，譲受人が耕作地内の国有地の払い下げを受ける案件でございます。
いずれも，議案補足資料１ページないし４ページの農地法第３条調査書のとおり，農地法第３条第２項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいまの事務局からの説明に関連して，担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（山中委員）　事務局。
２０番・山中 です。
番号２番及び３番について補足説明します。
番号２番及び３番は同一の譲受人で，千歳市に本社があり，水稲，大豆，そば，馬鈴薯等の生産を行っている農地所有適格法人です。
本市では初めての農地所有ということになりまして，譲受人から提出された，千歳市に提出している直近の農地所有適格法人報告書や千歳市が発行した営農証明書等により許可要件を確認しております。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは，番号１番及び４番について審議願います。
御意見，御質問ございませんか。

○委　員（鈴木　剛）　２３番鈴木です。
今，説明があったんですが，この譲受人は，音江に土地を持ってる法人ですか？

○事務局（西村副主幹）　はい。今回の農地に隣接するような位置の深川市音江町に農地を持っています。

○委　員（鈴木　剛）　この法人の経営面積はどれ位でしょうか。

○事務局（西村副主幹）　面積は今わかりません。

○委　員（鈴木　剛）　何を作付けしているのでしょうか。

○事務局（西村副主幹）　主に水稲と千歳市農業委員会から聞いており，他に畑作，法人登記には畜産の記載もありますが，現在の適格法人報告書では，作物の作付けのみになっているようです。

○委　員（鈴木　剛）　以前，話しを聞いて，深川の方に見に行ったことがある。

○事務局(太田事務局長)　法人報告書は千歳市からもらっておりますので，数字等，大変恐縮でございますが手元に無いものですから，後ほど，休み時間に確認しまして，今日，帰る前までに報告させていただきたいと思います。

○委　員（鈴木　剛）　面積や売上げが分かると良いと思います。

○事務局（太田事務局長）　面積や売上げを確認して報告させていただきたいと思います。

○議　長（山田　　孝）　事務局から，後で報告していただきたいと思います。
他に御意見，御質問ございませんか。

○委　員（市田　敏行）　５番市田です。
番号１番の[redacted]さんですが，経営面積が空欄になっていますが。

○委　員（佐藤　慎二）　７番佐藤です。
本件は事務局とも協議しましたが，[redacted]氏はまだ経営者になっておらず，自営農業を目指してお父さんから土地を借りたりしてやってるもんですから，今回，[redacted]さんから農地を買って自営農業を始めようとするものです。
今回，農業者として認められる稼働日数でしたので，今回，初めて農地を持つということになります。

○委　員（市田　敏行）　神居古潭の[redacted]さんの息子さんですか。
分かりました。

○議　長（山田　　孝）　他に御意見，御質問ございませんか。

○議　長（山田　　孝）　それでは，議案第１号について「異議なし」と認め，許可することに決定いたします。
先ほどの数字につきましては，今，事務局に調べていただいております。

○議　長（山田　　孝）　続きまして，日程第２議案第２号「農地法第３２条第３項の規定に基づく公示及び第４１条第１項の規定に基づく通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）　事務局。
日程第２議案第２号「農地法第３２条第３項の規定に基づく公示及び第４１条第１項の規定に基づく通知について」を御説明いたします。議案書の３ページ，補足資料の５ページをご覧ください。

当該農地は，耕作の事業に従事する者が不在となり，又は不在となることが確実と見込まれる農地として，農地法第３３条第１項に該当することから，所有者の探索を行いましたが，所有者が死亡しており，相続人を特定できませんでした。
そのため，農地法第３２条第３項に基づき，その農地の所有者等を確知できない旨を公示し，２か月間の公示期間中に所有者等から申出がなかった場合には農地法第４１条第１項に基づき，農地中間管理機構である北海道農業公社に

対してその旨を通知するものです。

２か月間の公示期間中に所有者等から申出があった場合は，利用意向調査をすることになりますが，申出がなく，農地中間管理機構に対してその旨を通知した後は，農地中間管理機構が北海道に対し，当該農地の利用権の設定に関し裁定を申請し，知事が裁定を行ったときは，農地中間管理機構が利用権を取得し，担い手に貸付けることができるようになります。

現在の予定では，最短で１２月に知事の裁定，来年１月の総会で公社から貸し付ける農用地利用集積等促進計画案の審議，２月下旬に促進計画の認可を受ける予定となっております。

各案件の内容等につきましては補足資料に記載しておりますので，御確認ください。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは，議案第２号について審議願います。

御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，議案第２号について異議なしと認め，中間管理機構に通知することに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして，日程第３議案第３号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）　事務局。

日程第３　議案第３号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案書の該当ページは５ページないし１５ページでございます。

所有権移転の５件は東鷹栖地区１件，永山地区１件，西神楽地区２件，東旭川地区１件，利用権設定の１８件は東鷹栖地区２件，永山地区１件，西神楽地区１件，東旭川地区１４件，合計２３件となっております。

集積面積は所有権移転が１３.６ha,利用権設定が５０.９ha,

合計６４.５ha でございます。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが，この議案の中で，旭川市農業委員会規則第１２条の議事参与の制限がある案件がございますので，先に審議いたします。

利用権設定の番号７番につきましては，請川委員に関係がありますので，一時退席をお願いします。

○委　員（請川　幹恭）　（請川委員　退席）

○議　長（山田　　孝）　それでは，事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）　事務局。
議案書の１０ページ，利用権設定の番号７番は期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは，利用権設定の番号７番について審議願います。
御意見，御質問ございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，利用権設定の番号７番について異議なしと認め，計画を決定いたします。

○委　員（請川　幹恭）　（請川委員　着席）

○議　長（山田　　孝）　請川委員が関係する案件について，決定をいたしました。
引き続き，他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原主任）　事務局。
所有権移転の５件は農地移動適正化あっせん事業による売買が２件，農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社の買入が３件，
利用権設定の１８件のうち，議事参与制限の１件を除いた１７件は，期間満了による再設定が６件，解約再設定が５件，借主変更が５件，稼働力不足を理由とした新規案件が１件となっております。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは，所有権設定の番号１番ないし５番，利用権設定の番号１番ないし６番，８番ないし１８番について審議願います。
御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，「異議なし」と認め，計画を決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　続きまして，日程第４議案第４号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）　事務局。
日程第４議案第４号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案書の該当ページは１７ページ及び１８ページでございます。
永山地区で１件，江神地区で２件，西神楽地区で２件，東旭川地区で２件,合計で７件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果，現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　それでは，議案第４号について審議願います。
御意見，御質問はございませんか。。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，議案第４号について「異議なし」と認め，議案のとおりとし，証明することに決定いたします。

○議　長（山田　　孝）　引き続き，報告案件について進めてまいります。
日程第５報告第１号「あっせん候補者の登録について」ですが，これにつきましては，既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）　事務局。
日程第５報告第１号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。
議案書の該当ページは１９ページでございます。
本件につきましては，永山地区で１件，東鷹栖地区で１件の申出があり，議案書にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。
これらにつきまして，旭川市農業委員会会長専決規程第２条に基づき，会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，報告第１号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に，日程第６報告第２号「農地法第３条の３の規定による届出について」

を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）　事務局。

日程第６報告第２号「農地法第３条の３の規定による届出について」を御説明いたします。

議案書の該当ページは２１ページないし２６ページでございます。

本件につきましては，報告対象期間中に１１件の届出があり，届出の内容は，全件が相続による所有権の移転でございました。

なお，地区ごとの内訳につきましては，東鷹栖地区４件，永山地区１件，西神楽地区２件，東旭川地区４件となっております。

これらにつきまして，旭川市農業委員会事務局規程第６条第１項第２号に基づき，事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，報告第２号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に，日程第７議案第３号「農地法第５条の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）　事務局。

日程第７報告第３号「農地法第５条の規定による届出について」を御説明いたします。議案書の該当ページは２７ページでございます。

本件は，市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので，所有権移転による住宅の建築が２件ございました。

番号２番につきましては，前回令和６年度第３回総会で同一の土地に対して農地法第５条の規定による届出があり受理した旨を報告しておりますが，その後，譲受人に変更があったことから再度届出があったものです。

これらにつきましては，旭川市農業委員会事務局規程第６条第１項第２号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，報告第３号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に，日程第８報告第４号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）　事務局。

日程第８報告第４号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案書の該当ページは２９ページでございます。

本件につきましては，報告対象の期間中に９件の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきまして，補足資料７ページないし１５ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり，農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，報告第４号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に，日程第９報告第５号「農地法第１８条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）　事務局。

日程第９報告第５号「農地法第１８条の規定による通知について」を御説明いたします。議案書の該当ページは３１ページないし３６ページでございます。

本件につきましては，農地の賃貸借に係る合意解約の通知が，東鷹栖地区で２件，永山地区で２件，東旭川地区で８件，合計で１２件ございました。

これらにつきまして，旭川市農業委員会事務局規程第６条第１項第２号に基づき，事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，報告第５号を終わります。

○議　長（山田　　孝）　次に，日程第１０報告第６号「現地目証明願について（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（栗山副主幹）　事務局。

日程第１０報告第６号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案書の該当ページは３７ページでございます。

本件は，報告対象の期間中に，市街化区域内の土地における現地目証明の願出が５件あり，事務局で確認しましたところ，現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。

これらにつきまして，旭川市農業委員会事務局規程第６条第１項第３号及び現地目証明事務処理要領第１２条に基づき，事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議　長（山田　　孝）　ただいま事務局から説明がありましたが，御意見，御質問はございませんか。

○委　員　　（意見なし。）

○議　長（山田　　孝）　それでは，報告第６号を終わります。

以上で，本日の提出案件審議は全て終了いたしました。

これをもちまして，令和６年度旭川市農業委員会第４回総会を閉会いたします。

補足資料：総会審議中になされた質問への回答について

総会審議中，議事録にあるとおり，議案第１号番号２番及び３番について鈴木委員から質問があり，その回答が総会終了直後になされ，それについて鈴木委員が了解したので，次のとおり記録する。

1　回答時間　　午後１時５５分から午後２時５分まで

2　在席委員及び事務局職員　　総会開催中と同じ

3　回答内容

○委　員（佐藤　慎二）　本件許可申請内容の調査の過程で得られたデータが見つかった。

本件譲受人の経営面積は次のとおり。

・千歳市　田 2.4ha，畑 20.1ha

・深川市　田 8.7ha，畑 0.84ha

・芦別市　田 0.0ha，畑 0.06ha
・合　計　田 11.1ha，畑 21.0ha
売上高は次のとおり。
・一昨年　約 2,800 万円
・去　年　約 2,800 万円

○事務局（西村副主幹）　譲受人から提出された直近の農地所有適格法人報告書を確認した。
それによれば，本件譲受人の経営面積は次のとおり。
・合　計　田 11.1ha，畑 21.0ha
直近の売上高は，約 3,674 万円

○委　員（鈴木　剛）　了解した。

以上のとおり会議のてんまつを記録し，相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員　松原　朗

署名委員　吉田豪人